

Title	家の存続について
Sub Title	De la succession d' "Iye"
Author	山岸, 健(Yamagishi, Takeshi)
Publisher	三田哲學會
Publication year	1961
Jtitle	哲學 No.40 (1961. 10) ,p.169- 196
JaLC DOI	
Abstract	D'abord, nous definissons "Iye" comme la forme de la famille particuliere au Japon, qui constituait le vrai centre de la vie et de la culture japonaises. Les membres d'un "Iye" heritaient d' "Iye" qui etait transmis de generation en generation et ils se reunissaient pour un meme but commun de le maintenir; tous leurs efforts etaient concentres pour cette tache difficile. Dans une famille qui pratiquait un metier artistique traditionnel leur profession etait, pour ainsi dire, leur patrimoine. Heriter et transmettre ce metier de famille dans toutes ses formes etait, pour les membres d' "Iye", un devoir de premiere importance; la famille et la profession de la famille servaient de bouclier pour eux, toujours menaces de diverses conditions defavorables et sans aucune securite sociale dans sa forme moderne. Alors ils attachaient de l'importance a la famille et a la profession de la famille sur lesquelles leur securite et leurs activites sociales meme etant fondees. Dans ce traite, nous essayerons d'analyser le probleme d' "Iye", et d'eclaircir dans quelques exemples le fait que les membres d'un "Iye" estimaient leur unite, et qu'ils faisaient de leur mieux pour la continuer.
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00150430-00000040-0169

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

家の存続について

山 岸 健

- 1 序
- 2 家 憲 と 家
- 3 中世歌論と家
- 4 世阿彌元清と家
- 5 狩野派と家
- 6 『本阿彌行状記』と家
- 7 結 語

1 序

家を存続させることは、その家の成員に課せられた重要な務めであつた。家成員はあらゆる困難を克服して家を支え、祖先から子孫へと世代をこえて永続する家を守りぬくために努力した。家は生活保障の単位であつた。家は、家成員によつて重視され、家成員の行動は家によつて規制されて来た。家の尊重は、家名・家風・家業の尊重となり、

ある特定の家では、家学・家芸を重視することでもあつた。

本稿の意図は、家成員が家をどのようにとらえて来たか、家が家成員によつてどのようによくみられてきたかを明らかにすることである。

日本の芸能は、多くの場合特定の家を中心とし、家芸の相伝によつて存続して来たのであつて、家は芸能の創出、育成の場であつた。芸能において、一芸を創出した家は、ある時は家元となり、その家に独自の家芸を相伝し、家元の下に師範、準師範、一般弟子などの階層が組織され、家元が相伝の究極的な権利を独占した場合には、家元制度が成立した。家元は、家芸を尊重し、それを後世に正しく伝えて行かなければならなかつた。家芸は、いわば家産であつた。

家は歴史的な存在であるが、家が古くから続いて来たことが、家成員にとつて尊いのであつて、その家なり家業・家芸を存続させることが家成員に要求され、家成員を統制し、家の存続をはかるために家によつては家の掟がつくられたこともあつた。このように家が重じられたのは、家に依存しなければ、個人の生活保障が得られなかつたという社会的条件による。

2 家 憲 と 家

家憲とは、特定の家に独自の、世代を通じて伝えられる生活慣習（家風）が、体系化され、成文化されたもので、家訓・家法・店則などと類似しているが、ここでは、広義に解し、家訓・家法などを含めた意味にとる。後述する『花伝書』や『本阿彌行状記』には、家憲の如き性格がみられる。家憲は家成員の行動を規制し、家成員を統一するため

に作成されたことが多い。しかし、明文化されない家の掟も少くない。

三百年來農業に従事して來た藤森平右衛門家（長野県諏訪市湖南大熊）⁽¹⁾には次のようないい伝えがある。(1)あととりは必ず家業の農業を続けて行くこと。(2)書いたものは、必ず大切にすること。(3)火の用心をすること。(4)野心のない地味な生活をする。この家では、以上のことが、常日頃いい聞かされ、教えられ、不文律として伝えられて來たという。家は種々の政治的・經濟的条件によつて規制されて存続して來たから、時代と場所によつて異つた姿を示していることをよく考えてみなければならないが、多くの惡条件にあつても、家の存続が希求され、そのために多大の努力が払われたことは事實である。

家憲は、その家が置かれた社会的条件と家に固有な条件とによつて、種々の形態をとつている。家が特に問題とされたのは、武家においてであつた。そこでは特に家名が重んじられた。商家では、元來家憲は、親族家成員を対象としたもので、それには、生活の仕方、成員の統制、家業繁榮の方法などが明記されていた。ところが、家業及び經營規模の拡大に伴い、親族家成員のほか非親族家成員（奉公人など）が家業に参加するようになり、やがて、店と住居が分離し、商業に関する金銭の動きが家計から独立しておこなわれるにいたつた。そうになると、家憲の内容が複雑になり、店則としての性格を持つようになつた。家憲の根本的形態は、武家にみられ、商家では、近世にいたり武家の家憲を範として、家憲あるいは店則を作つたのである。武家といつても、中世の武家では家憲という性格が強いが、近世初頭の武家になると、一家内を対象とするものから範圍が拡大して、家臣・家中に対して定めた家法がみられ、家憲から家法への展開が窺えるが、この家法も広義に解すれば、家憲といえる。江戸時代中期以降においては、町人層が勃興し、その勢力が拡大し、家憲を持つ豪商・巨商が輩出した。商家の家憲として今日残つているのは、江戸時

代後、末期のものである。

家憲の内容は、家により異なるが、一般的には次の内容に分けられる。(1)公儀第一主義、(2)家業の重視、(3)質素儉約、(4)分限相応、(5)始末・算用、(6)勤勉・誠実・律気・堅気、(7)主従関係を尊重し、与えられた地位を守ること、(8)博奕勝負事の禁、(9)遊芸の禁、(10)信仰。特にこれらの内容で重要なものは、家業の存続のために萬全の策が講じられ、家業を絶すことが許されないとされたことである。商家はもとより、他の領域の家でも家業の存続が要求された。家業重視の態度は、祖先・家・家名・のれん・看板を尊重することに通じるが、芸能の家では、家芸とか型の重視を意味した。祖先から続いている対外的信用や体面を守るために、また家成員の生活保障のために家業の存続が必要であった。この点に関連して石田梅岩(一六八五—一七四四)の思想をみよう。家憲の成立とその内容は、一面では、知足安分・正直・忍耐・儉約・忠孝などを唱え、商人層をして自己の職業を自覚させ、営利追求に関して正当性を与えることを意図した石門心学の影響を受けている。石門心学を通じて、家庭の和合、社会に対する責任、経済観念は商家倫理の中核をなし、特に家業の存続が強調されている。「家は先祖より伝わりて、子孫に譲るべき物なり」という考え方も石門心学の系統にみられる。

「家業ノコトハ手代ニ任せ遊芸ニ鬧シキト云。汝今安楽ニ暮スハ、家業ノ影ニアラズヤ。……商人トテモ、我が職分ヲ知ラズハ、先祖ヨリ譲ラレシ家ヲ亡スニ近カルベシ」⁽²⁾

次に引用が長くなるが、石田先生語録の二節をあげる。この部分は、後述の諸事例と照すと重要な意味を持つ。

「一、吾不徳ナル故ニ今マデ自身修ルコト不能、モトヨリ他ヲオヒテヲヤ。是ヲ以後悔スル故ニ今ヨリ吾レ心ヲ改メテ身ヲ脩メント志ス所ナリ。其方達モ子孫繁昌ヲ不欲事有マジキ事ナレバ、家相統シテ長久ナランコトヲ工夫可有コトナリ。ヨキ道理モ思ヒ

ツケラレ候ハ、無遠慮可被申聞候。乍愚按銘々心得ニモ可成カト思寄ノ品ヲ左ニ書付披露イタシ候。家相統ノ差構ニモ成候筋モ有之バ無遠慮可被申聞候。

一、諸事取捌ノ事、主人タル者一分ニ致スマシク候。頭手代三四人ト相談イタシ其上決定セザル事アラバ、宿持手代中其他家内ノ惣手代中ヲ寄集、思ヒ入ヲ互ニ論ジ、或ハ直ニ不言事ナラバ入札ニ致シ、一列ニ得心ノ上相究メ可申事。手代中ニテモタトヒ主人タリトモ非ヲ理ニ曲グル事アラバ少シモ用捨不致、急度邪正ヲ分可申事。

一、心ノヲゴリハモトヨリ、身分ヨリ過タル奢リアラバ手代中ハ勿論、主人タリトモ少シモ無遠慮急度改サセ可申候。奢ハ衆惡ノ基ナレバ第一ノ誠ニ可致事也。

一、手前ノ勝手能事トイヘドモ人ノ害ニ成リ候事ナラバ譬イカヤウノ利分ヲ得ルトモ堅ク致間敷事。

一、利分ニカ、ハリ金銀ヲ借シ申事堅仕間敷事。

一、利分ハ商売ヲ正直ニ精出シ我職分ヲ全フ勤メ候ハ、利分ハ自ラ職分ニ備ハル者也。

一、商売用ノ外ニ利ヲ求ンガタメニ他商売ノ貨物ヲ一切置申間敷事。

一、宿持ノ手代中ノ事、常々懇意ニ致アヒ無隔心様ニイタシ、萬事相談和合可致事。

一、主人タル者我儘ノ働キヲナスカ、又ハ身持放埒ナル事アラバ、手代中申合セイカヤウニモ異見致シ改サセ可申候。萬一不改シテ家相統ノ妨ゲニモ成候筋ニ候ハ、是先祖ヘ対シ大不孝者ナレバ惣手代中相統ノ上、隠居ヲ致サセ、アテガヒ世帯ニ可致事。

元來家憲は、親族家成員を対象とした思惟行動の準則で、他見を許さず、父子相伝の場合が多かつたが、家憲が店則としての性格を持つにいたると、秘巻としての性格が薄れ、むしろ家憲(店則)が日常公開されてその教訓を非親族の家成員(奉公人など)にも学びとらせるといふ行き方がとられた。家憲は家成員の行動を統制するものであつたが、海保青陵(一七五五—一八一七)は『升小談』で、商家経営の対外的な施策を説くと共に、商家内の統制にふれ、商人が家を興すには家法をたてる必要があるとし、升屋小右衛門の例を示して家法のたて方と守り方を説いている。

家業を安定したかたちで存続させ、家の結束を固めるためには、家の系譜を直接担う人物がいろいろな条件を満たす適格者であらねばならない。特に日本では家を継承することが生活保障のために必要であつたから、相続者の役割と地位は重要であつた。日本では、単なる遺産相続ではなく、家督相続が大きな意味を持つて来た。家督相続とは、家の継承と遺産相続とが結合したものである。特に芸能の家や芸術の家では、その家伝来の技能がきわめて個人的なもので、個人の能力や資質に左右される度が強かつたので、家芸の相続者が、いかなる技能と獨創性を備えているかが、家の存続と家芸の伝承のために問題となる。世阿彌の述作にも、これに関する考えがみられる。石田先生語録卷一（註3）の終りにもあるように、主人といえども、家相続の妨げとなるような行動をとる時は、主人を隠居させ、あてがい世帯にしてしまうことが、周囲の者に許されていたのである。これは、家の存続が家成員にとつていかに大切であつたかを示している。なお、梅岩の所説と類似した家憲の一例が、大阪で薬屋兼墨屋を営んでいた若狭屋にみられる。初めに前文があり、次に覚と題する七ヶ条の本文がある。

覚

- 一、御公儀御法度急度相守可申事
 - 一、金銀錢猥リニ遣イ申間敷事
 - 一、懸商内猥リニ仕間敷事
 - 一、博奕諸勝負仕間敷事
 - 一、金米薬種其外何不実商内堅ク仕間敷事
- 附 麝香・龍腦其外薬種無銘之もの一切買申間敷事
- 一、当家相続之仁 譬惣領ニて茂、名代ニ付候人墨商売不慎候か、又は不幸に候か、身持放埒に候はば、家中御相談之上、名前切替隠居致させ可申事

但し隠居飯料銀何匁宛とあてがひ極め可申事

一、惣名前之儀、御一家中相談の上、実体成仁に名前附可被申事

右之通先祖より被御聞候間、私死後及候とも、本家相続之儀大せつに可被相守候

安永二癸巳年六月二日

若狭屋本家相続人え

御一家中様

若狭屋太郎兵衛 印

以上

(6)

一般に家憲を通じてみると、従事する仕事を通して、人間としてのより高い完成を目指すという倫理的な色彩が窺われる。商家の場合では、商業に従う者のあるべき姿が家憲に示されているが、同時に人としてのあるべき姿が強調されているのであり、ここに経済と倫理の統一がみられる。日本の芸能では、芸の修得にあたり、単に外面的な型を習うのではなく、その芸の根底に潜む精神的要素を芸の学習過程で究明し、それを体得しなければならぬ。ここでも、人間としての生き方を探究することが重要なのであつて、芸道の理念は、このようなところから生じて来る。

若狭屋の覚にもみられるように、その人の行状によつては、名前切替とか隠居とかの処置がとられるのであつて、家の相続が重要な関心事であつたことがわかる。「実体成仁に名前附可被申事」とあるのは、注目されてよい。

註(1) 藤森家には五才の女兒一人を江戸判一分で買ったという寛文三年の證文が現存する。この地方では、名主は世襲でなく、入札によつて決められたが、名主の家柄はほど決つており、同家もしばしば名主を勤めた。この家は同家を中心とするマキの本家である。「家のまわり七反歩は一度も人手に渡つたことがない」というのが、藤森家の誇りである。

(2) 都鄙問答、或人親へ仕之事ヲ問之段『石田梅岩全集』上巻六一頁

(3) 石田先生語録卷一『石田梅岩全集』上巻二七〇頁。そのほか、石田先生語録卷十六全集下巻一〇九頁、石田先生語録補遺全集下巻四〇九頁、四二五頁、四二九頁等が参考となる。

(4) 家法をたてる時は、厳しくて守られないような法は無意味だから、それが守られるように無理のない程度に法をたてねばならないと青陵はいう。(『升小談』海保青陵日本哲学思想全書経済篇所収一五二頁)『升小談』は、青陵が武州の川越で呉服商と米穀商とを兼業していたある豪商に請われて商家経営の心得を述べたものである。なお、これと関連して、『稽古談』日本哲学思想全書歴史論篇社会篇所収が参考となる。

(5) 芸能と芸術を正確に区別するのは難しい。一応分けてみると、芸能はそれにかゝわる個人そのものと密着しているものを指し、芸術とは、結果的にはそれにあづかつた個人から独立して客観的な作品として存在するものを意味する。つまり、芸能は、主体的に身をもつてするもので、それは作品として永続するのではなく瞬間的である。例えば、舞踊・演劇・茶道などは芸能とみられるし、絵画・工芸・彫刻などは芸術としてとらえられる。『中世芸能史の研究』林屋辰三郎著の序説では、この問題にふれている。

(6) 『近世商人意識の研究』宮本又次著一八二頁。この前文、覚とも竹田隆蔵氏所蔵(写本)とある。同書一八五頁。

(7) 拙稿「家元制度に関する基礎的考察―芸術社会学における一つの問題―」(『哲学』第37集)参照。

3 中世歌論と家

日本の芸能、芸術の歴史をみると、特定の家において芸が創出され、その芸が家芸として特定の家筋に伝えられた場合が多い。家芸は、その家にとつては家産であつて、公開されることが少く、秘伝として家の内部で口伝⁽¹⁾されるのが通例であつた。家芸が一般の人々に伝えられる時でも、家芸を創出した家は、必ずといって良いほど、家芸の最も大切なところを秘しておき、絶対的な権威を保持するように努めたのである。秘伝や秘技は、父子相伝とか師資相承という形式で伝えられて来た。秘伝は、外に向つては、単に形式的な権威を示すことが多い。その内容は、古今伝授にもみられるようにきわめて単純幼稚なものである場合が少くない。しかし、このような秘伝、秘技を楯として社会

的な勢力を得、その芸の預域で高い家格を持ち、広範囲にわたる活動をした家がみられたのは事実である。

ところで、秘伝という考え方は、中世から近世にかけて多方面で見出される。『古今集』の正しい本文と解釈上の秘事とを一般には秘密にし、特定の者にのみ伝えて行くことが古今伝授である。この伝授を受けた者は、社会的に權威あるものと認められ、その分野で重要な役割を演じた。古今伝授は、特定の家を中心に伝えられたのである。平安末期になると、『古今集』の本文が様々に伝わり、また難解語に対する解釈が統一されないままになって来た。そこで、權威ある説に従う必要から、藤原俊成は一一三八年（保延四年）藤原基俊から古今伝授を受けた。二条家の古今伝授はここに始まるといわれる。俊成が基俊から授けられた『古今集』は俊成本の材料となり、更に定家本の要素となつており、基俊の訓釈に関する説は、俊成を経て定家に伝えられている。定家の子、為家の後は、二条家（為氏）、京極家（為教）、冷泉家（為相）の三家に分れて、各々の家が対立抗争するにいたつた。為家の伝統を継いだ二条家は、為氏の子、為世にいたると、一層その社会的勢力を拡充した。一方、京極家は、為教の子、為兼にいたり、歌の家としての社会的地位や歌論の上でも、二条家の為世と対立するようになり、更に阿仏尼の鎌倉幕府に対する訴訟事件もあつて、二条家と京極家の抗争は益々顕著となつた。古今伝授は、その後もいくつかの系統によつて伝えられた。では、なぜこのような激しい対立がみられたのか。それは生活保障のために、歌の宗家を主張し、家の社会的地位を高めようとしたからである。この対立は、いわば、正統性をめぐる争いである。和歌の家は、『古今集』への敬仰と秘事口伝の重視から生じた古今伝授を支柱として存続したといえる。当時においては、古代を憧憬し、伝統を重んじ、古人の教えを金科玉条の如く守り続ける傾向があり、古今伝授の思想もこのような思惟行動様式に支えられていたのである。伝統と權威の尊重、正統性の意識は、和歌の家に窺われるばかりでなく、中世文化全般に認められる

特性である。あるいは、この特性は日本文化の根底に潜む一要素といえるかもしれない。

藤原定家（一一六二—一二四二）の『毎月抄』一名、定家卿消息、和歌庭訓の秀歌の項には、「か様には注申侍れども、又実によろしき歌のすがたとは、いづれを定申べきやらん。誠に歌の中道はたゞ自知べきにて侍り。更に人のこれこそと申によるべからず候。家々につたへたる筋、秀逸の体まぢくなり。」とあるが、定家自ら「家々につたへたる筋」と述べているのは注目される。つまり、和歌の道には、和歌の家があつたということである。定家は、家の流儀を念頭に置いて歌論を展開している。『毎月抄』の冒頭に「……わづかに先人申おき候し、庭訓のかたはしを申候き。……」と述べられているこの先人とは、藤原俊成であり、庭訓とは、子孫に伝えた教えであつて、ここにも家の伝統とか家芸の一端が窺える。

『毎月抄』の末尾には、為家や為秀など幾人かのこの書に対する考えが記されているが、その中に文の一節がある。

「此本定家卿詞也。尤此道大切之庭訓也。禁外見、於燈前静心可披見者歟。」
 応永二十年十二月日

朝請大夫

これは庭訓とか秘伝に対する態度を示したもので、これと類似した記録は、当時の諸文化領域にしばしば認められる。秘伝がいかに尊重されたかがわかる。

古今伝授に対する批判としては、荷田在満（一七〇六—一七五二）の『国歌八論』⁽⁴⁾や加茂真淵（一六九七—一七六九）の『国歌八論余言拾遺』がある。在満は、定家卿は古歌の心を得ず、古語の義を誤つていとして、みだりに卿を尊信することを戒める。では、加茂真淵の説をみよう。

彼によれば、心の思う所を一筋にのぶるものが詩歌であり、歌というものは名利に対する欲望（をしみほしみの心）の少なくなつたものである。

「たかきもやしきも此風になびきて、古歌の如く心安くいひ出でうたひつつ翫ぶ世に侍らば、をしみほしみの争おのづから少なくなりもてゆかんかし。……しかるに久しき世よりうたふ事漸にやみて、よくめづらしくいひ出て名を得ん事をのみ思ひ争ふ事になりぬれば、終に歌の家などいふ事をさへいふめり。我国に中頃より道々に家といふ事の侍れば、おのづから古へのことの残れる事も多かれども、しかも其家につたへを失ひたるに、かたへの人ぞ古事を伝へてあるも侍る。まして歌は人の心を種としていふのみなれば、何の家てふ事かあるべき。わざにあたるといふ人も其時のさまのみにて、皆古き事はしらず。且もとよりの心ざしはあしかりけり。……しかも其家に生れとうまるゝ人、この事にたへむやは、強てわざを習ふのみ。其うへ其親々の誤まれる事をだにおし隠し、誤ちをかざりなどして、人をあさむく事多し。」（『国歌八論余言拾遺』歌を翫ぶ論）

加茂真淵の批判は歌の家に集中し、荷田在満のそれは古今伝授に向けられているが、両者は、内容のない形式的な伝統墨守を批判した点で同一の立場に立つ。家に依存し、家芸を守り伝えて行くことは、生活保障のためにも必要であつたが、単なる伝統墨守は、家芸を内容のない形骸と化してしまふ。これは、いつの時代でもいえることである。

註(1) 伝授の形態としては、特に口伝が注目される。秘事や奥儀を秘密のうちに言葉で伝授することを、口伝あるいは口授・口訣・口義などという。口伝の発端は密教に求められる。密教では、教義の秘密を重んじ、これをみだりに相伝しないのがたてまえである。

(2) 古今伝授の内容は、作者に関するもの、歌の解釈に関するもの、品物に関するものなど種々あるが、古今伝授はすなわち三木三鳥であると考えられたこともあつた。三木とは、おがたまの木、めどにけずり花、河菜草を指し、三鳥とは、百千鳥、呼子鳥、稻負鳥を指す。これを称して三木三鳥の秘事という。

(3) 秘伝の末尾はほとんど同様な表現をとつている。つまり、他見をつつしむ、秘するという点が強調される。

1 「これにもるゝ事をば。結巻に申侍べし。幽玄旨たゞそれにて心得べきにや。函の中におさめて窓の外にちらす事なかれ。返と命のごとくおしみて。心に此相伝をうつみ。人にたやすくいひきかすることなかれ。冥鑿空にあり。おふひでをそるべき者也。」

『愚秘抄』下 『群書類従巻第三百一』

2 「右一卷者拙者於家秘本也。聊爾令相伝事稀候。雖然江州岩藏寺円林坊賢盛依御所望。老耆雖無正体候。自筆書注。則令口伝申也。努々不可有他見者也。

天文十一年拾月朔日

池坊専応 在判

『百瓶華序』

3 「右一卷者雖為当家秘術書。依下浅御恋望。口伝等無殘令伝授畢。蓋不顧外口歟。且非其仁可被禁視洩者也。

永正元年九月七日

小笠原備前守

政清

『食物服用之巻』

4 「右ふくろだなの習。すき道の一秘事にて候まゝ。必人に御をしへあるまじく候。

我名をば大黒庵といふなればふくろだなにぞ秘事はこめける

天文十八己酉卯月四日

大黒庵紹鷗(判)

生嶋助之丞殿

参

『紹鷗袋棚記』

5 「右之条々すき道の一秘事にて侍れば。漫に人に相伝あるまじく候。あなかしこあなかしこ。

天正十五亥ノ二月吉日

利休宗易(判)

萬貫や

新四郎殿

参

〔利休台子かさり様之記〕

なお、『南方録』は千家茶道の秘伝として取り扱われ、利休の点茶法として正統であると認められているが、『南方録』覚書の末尾が注目される。以上2、3、4、5の引用は『統群書類従第拾九輯下』による。

6 「右此一巻者鷹一道之秘密之問答也。皆顯神說者也。故箱外不出之秘書也。堅莫他伝事。」

清原長作

山田如舟

〔定家問答〕

6は『統群書類従第拾九輯中』による。ここには、『斎藤朝倉兩家鷹書』（三七七頁）『荒井流鷹書』（四五八頁）などがみられる。

7 現在の鰯（いかるが）御流の誓約文之事に次の一節がある。

「二、ゴシナクダサレソウロウ シダイ ナラビニ ソウモクヤシナイノギ タトエ オヤコキョウダイタリトモシ
メイナク ミダリニ タゴノイタスマジキコト

四、タモンサンカイノミギリ ワガイノ ヘントウ ヒジ クデン イササカモ コウガイヘダスマジクソウロウ
鰯御流は、法隆寺を背景とする華道、茶道の流派で、右の誓約文之事は華道に関する規定である。鰯御流については、別の機会に紹介する予定である。

（4）『国家八論』は『日本哲学思想全書』歌論篇所収。

4 世阿彌元清と家

世阿彌の述作『花伝書』は、世阿彌が亡父の遺訓を体してなした子孫への庭訓であつた。『花伝書』には稽古修業に関する事柄を初め、演出についての考え方や猿楽の歴史的由来などが説かれているが、全体を通じてみると、家芸を重んずることが強調されている。

家の存続について

「およそ、家をまほり、芸をおもんずるによつて、亡父の申をきし事どもを、心底にとどめて、たいがいを録す。所詮、他人の才覚にをよぼさんとはあらず、たゞ、子孫の遲疑をのこすのみなり。」
 『花伝書』風姿花伝第三、問答条々九

なお、『花伝書』第五、奥儀云一においては、世阿彌が当時の能楽の様子をみて、能楽道の頽廢破滅の時節かと慨歎し、無私の心をもつて芸を鍛練し、工夫し、芸を尊重して行くならば、必ずその徳を得て奥儀を究めるにいたる旨が説かれているが、これも子孫のため、家のためになされた考えにほかならない。

「およそ、花伝の中、年来稽古よりはじめて、この条々を注ところ、全自力よりいづる才覚ならず、幼少以来、亡父のちからを得て、人と成しより廿余年があひだ、目にふれ、耳にきき置しまゝ、其ふうをうけて、道のため、家の為、是を作るところ、わたくしにあらん物か。」

于時応永第九之曆暮春二日馳筆畢 世阿彌判

『花伝書』第五、奥儀云四

ここにおいて、世阿彌の意図するところは明瞭である。『至花道書』体用事に「さるほどに、芸の達人はすくなし。当道いよく末風になるゆへに、かやうの習道をろそかならば、道もたへぬべきかと、芸心の及所を、大かた申のみ也。なをく、此外は、問人の氣量の分力によりて、相對の秘伝なるべし。応永二十七年六月 日 世阿彌書」とあるは、世阿彌が觀世座の隆盛を築き上げたものとして、将来に不安を感じ、そのためにこれを書いて子孫に残そうとしたことを示している。世阿彌の考え方の基調は、家と家芸を重視し、それらの存続を願う態度である。

「一、此別紙ノ口伝、当芸ニライテ、家ノ大事、一代一人ノ相伝ナリ。タトヘ一子タリトイフトモ、フキリヤウノモノニハツタフベカラズ。」家々ニアラズ、ツマクラモテイヘトス。人々ニアラズ、シルヲモテヒト、ス」トイエリ。コレ万徳了達の妙花ヲキワムル所ナルベシ。

一、此別紙条々、先年第四郎相伝スルト云ヘドモ、元次芸能感人タルニヨテ、是ヲ又伝所也。秘伝之。

応永廿五年六月一日

世 花押

「家ノ大事、一代一人ノ相伝」とあるは、口伝がいかに大切なものであつたかを示している。また、世阿彌が、家系よりも子よりも芸が大切であると考え、家芸を尊び、家芸を後世に伝えようとする態度がここに認められる。このことは、当時の相対立する座の抗争⁽¹⁾という社会的状況と、享受者の愛顧⁽²⁾を得て家成員の生活を保障しようという要求とに基いて生じたものといえる。

口伝がいかに大切であつたかは、「タトヘ一子タリトイフトモ、フキリヤウノモノニハツタフベカラズ。」という一節からも明かである。どのような資質をそなえた者が家芸を継承するかということは、家の存続のために重要な問題である。家の興隆を期するためには、名実共にふさわしい実力者に家芸を相伝しなければならぬ。技能は、きわめて個人的なものであるから、特に相続者の資格が重視される。

『花伝書』を初め世阿彌のいくつかの述作は、すぐれた芸術論・教育論であるが、それらが多く家を対象として残されたということは注目される。世阿彌の芸術論あるいは教育論を考察する際の重要な鍵の一つは、世阿彌と家の問題をとくことにある。家を重んずる世阿彌の態度は、家の枠を出ない考えであるとみられるから、偏狭な態度であるともいえる。しかし、日本の芸能、芸術の家では、家芸の存続が、直接生活保障と関連していたので、世阿彌と同じように家芸至上主義ないしは家中心主義に基いたものの考え方及び行動がいたる所にみられたのである。このように家や家芸を守ることが強調されている事実は、日本では、家の存続が非常に困難であつたことを意味している。適格者に家芸を相伝することは、家の存続をはかるために必要であつたが、これは、石田梅岩の所説や若狭屋の家憲の

結末に窺われたところと共通点を持つている。つまり、どの場合も、家業を絶さない、不資格者には家業を継がせないという点で共通している。芸の家では、家芸は家産であるから、特にその継承が重要な意味を持つのである。

註(1) 今から約六百年前、畿内地方では、大和申楽の四座(外山…後の宝生、結崎…後の観世、円満井…後の金春、坂戸…後の金剛)を初め、近江申楽の三座(山階、下坂、比叡「日吉」)、田楽の二座(新楽、本座)が、多くの芸能団体の中でも特に勢力を持つ存在であった。ところが、応安七年(一三七四年)の今熊野における申楽能(これについては、『世子六十以後申楽談義』「秦元能聞書」にその事情が記されている)に將軍義満が初めて見えて、これを契機として義満と結崎座の間に深い関係が生じ、結崎座はいうに及ばず、大和申楽が次第に勢力を得て、その後徳川幕府の時代になると、能楽は式楽として保護され、四座一流(観世、金春、宝生、金剛の四座と喜多一流)が明確に樹立された。世阿彌の当時は座が対立抗争していたので、他の座をぬいて社会的に高い地位につくためにも、秘技をみがき、家芸を正しく伝える必要があつた。座は生活保障を目的とした一種の同業組合で、座には座の統制をはかるための座規がみられた。他の座との競争に勝つためには座の結束を固め、有力なパトロンと結びつかなければならなかつた。座及び座規については、社会学における本格的な研究が要請される。

(2) 当時、享受者は多面にわたつていたが、その中心は貴族であつた。貴人の御意に叶うべく努力することは、一座の生活保障のために第一に必要なであつた。この意味でも、家芸を磨き続けることが要求された。

5 狩野派と家

安土桃山時代から江戸時代にかけて、狩野派は時の政治権力者と結び附いて、強大な勢力を揮い、画壇の中心的存在であつた。その様式は濃絵と称される豪壮華麗なものであるが、この様式が、狩野派の絵画の主要な享受者であつた政治権力者と武士階層の趣向あるいは物の考え方を一面において表現しているとみなすことは、不当ではない。狩

野派が画壇において社会的に高い地位を得たのは、信長・秀吉・家康という有力なパトロンを持つたからである。狩野派は室町幕府以来のおかかえ絵師の家柄で、安土桃山時代に入つてもこの派の中心作家である永徳・山楽らは、信長あるいは秀吉に仕え、安土・大坂・桃山などの諸城の障屏画を制作した。そのほか狩野派の活動は、宮廷・寺院の襖絵の制作にもみられるが、中心は、武家貴族の城郭邸宅を飾つた障屏画にある。狩野派以外の諸流派も、多くは武家や寺院の需要に応じて制作した。かくして狩野派は、当時の政治構造の中心的部分に位置をしめていたのである。

狩野派は、その系譜をみれば明かであるが、家を単位として活動したのであつて、このことは、家系と画系が一致しているという事実と共に注目さるべきである。もちろん、永徳・山楽・探幽等の独創的な画家が輩出して、その技法を洗練し、有力なパトロンと結んで狩野派の社会的勢力を拡充することに貢献したことは認められるが、彼等もまた結局は、家を中心として活動したのである。当時は、狩野派のほかにも長谷川派、海北派などが独自の画境を開拓し、狩野派と対立した社会的地位を占めていたので、狩野派はこれらの諸流派と競争しなければならなかつた。一つの流派が栄えるためには、その流派を支援し、その作品を享受する享受者あるいは有力なパトロンが存在しなければならぬが、狩野派は、この点では特に有利な立場にあつた。しかし、狩野派といえども、パトロン、享受者との結合を強化し、それを永続させるためにも、また対立する流派に対して優位に立つたためにも、家を存続させ、家芸を高度の水準において維持する必要があつたのである。それは、実際の生活保障の要求と関連している。家を守り、家を繁栄に導くという要求が、狩野派の制作活動及び言動の根底に認められる。

例えば、永徳から後事を托された弟宗秀季信が、慶長六年逝去の際に兄永徳の長子光信にあてた次のような遺言状は、この点の一端を示している。

一筆申上置候事

一今度我等煩ほんぶく成がたく存候ゆへあとあとの儀能様奉願候

一永徳法印あつちへ御越候時、宗徳を以て、我等に御屋御あづけ候、左様に候へば甚古儀は年もまいらぬものゝ事に御座候へば萬事能様に御引まわし候て可被下候、若甚吉ふりよの儀も御座候ばあとあとの儀は貴殿よきように被仰付下候、女の子供には御かまはせ被成間敷候、かまはせられ候へば他門に成り候間、左様に御心得候て可被下候、古法眼御あとたへ申候へばいかゞと存候ゆへ一筆如斯候……

古法眼とは元信を指す。古法眼の名跡が絶えないようにすること、すなわち狩野家とその家芸を存続させることを宗秀がいかに深く考えていたかが、この一文から理解される。祖先と家と家芸を尊重するという態度が、ここに示されている。このような態度は、ひとり宗秀にみられるばかりでなく、次の起請文にも認められるが、既述の和歌の家や、世阿彌などにもみられたとおりである。

次の一節は、狩野光信の子貞信の死に際して、源四郎（安信）の跡目相続を決めた時、親戚一同が集つて残した起請文である。

「今度御遺言のごとく源四郎殿御跡目もりたて惣領之家をそだて可申候、代々家のさほうみだり無之候様可仕候

一御公儀御作事時分御広間の御絵惣領被仰付候筈御座候、自然他人被仰付儀候ともたつて御そせう申上源四郎殿被仰付候様可仕候、右之条々於相背は日本大小神祇御ばつかうむり可申候

元和九年九月十九日

狩野休白 信

同 采女 守信

同 甚之丞 玄

以上

狩野左近殿

同 主馬 尙
同 新右門 勝
同 隼人 秀
同 興以 以

この一節から狩野家の団結のほどを知り得る。狩野宗家を守ること、代々伝つた家のさほうを乱さないようにすることなどが確認されているのである。

狩野派の場合は、画技^①の伝授が重要な意味を持つ。画技は家産と解され、家を守り家を存続して行くためには、その画技を正しい姿で伝えて行かなければならない。「家のさほう」とあるは、狩野家の画技を意味すると考えられる。起請文の後半は、將軍家の建築に関しての記述であるが、ここにおいても、狩野家が家をもりたてるために、いかに強固な結合を示していたかがわかる。家の生活保障の上からも、有力なパトロンを得て、有利な仕事につくことが、家の大事であつた。

画技を後世に伝え、家を繁栄させるには、有力な画家の存在が要請される。つまり、家芸の相伝に際しては、いかなる人物に相伝するかが家の興亡にかかわる問題となるのである。芸の家では、家の芸統を守るために優れた技能の所有者を養子として家に入れ、家と家芸の存続をはかる例がみられるが、狩野派では、この点から山楽が注目される。狩野山楽（一五五九—一六三五）は、名を木村光頼といい、織田信長に滅ぼされた浅井家の臣で絵を狩野元信に習つたといわれる父の永光と共に、後に豊臣秀吉に仕え、秀吉に画才を見出されて永徳の門に入り、その後永徳に認められて養子となり、永徳の芸術上の後継者として、狩野家の隆盛に大きな役割を果たした。永徳には、光信・孝信と

いう子があつたにもかかわらず、山楽が養子として正式に狩野を名のることを許されたという事実は注目される。この事実は、永徳が、狩野家の社会的地位と勢力を高め、家芸としての画技を後に伝えるために、優れた画技を持つ高弟山楽を養子として認める必要に迫られたからであると解される。狩野派の制作活動は、いわば共同制作の形態をとつた場合も多い。狩野派が家を単位として活動したのは、巨大な画面を制作するという技術上の問題とも関連するが、また祖先伝来の家芸と家名とを背景とし、家成員の生活保障のために有力なパトロンと結び附いた活動を展開したことによる。当時は、単独の個人としては、享受者の需要に應ずることが難しく、常に社会的権威を持つ家とか家芸を楯としなければ、個人の生活が保障しがたいような時代であつた。

江戸時代に入ると、狩野派は京狩野と江戸狩野に分れ、江戸狩野は幕府の御用絵師として活動した。当時、奥絵師としては、鍛冶橋家、木挽町家、中橋家、浜町家の四家があり、そのほか表絵師、町絵師などが存在して、それぞれ家を単位として活動した。それらの活動は、諸藩の大名なども結び付き、広範囲に及んだのである。狩野派の制作活動が、当時の政治構造と密接に関連していたことは、特に注目されるべきである。幕藩体制が整備されると共に、御用絵師の職は制度化され、各々の家は、その職と祿と屋敷を世襲するようになった。狩野派の地位はかくていよいよ安定するにいたつたが、その反面かえつて画技は伝統墨守に陥り、作品の質は低下した。そしてむしろ絵画の主流は、宗達・光琳をはじめさらに浮世絵画家の諸活動に移るのである。

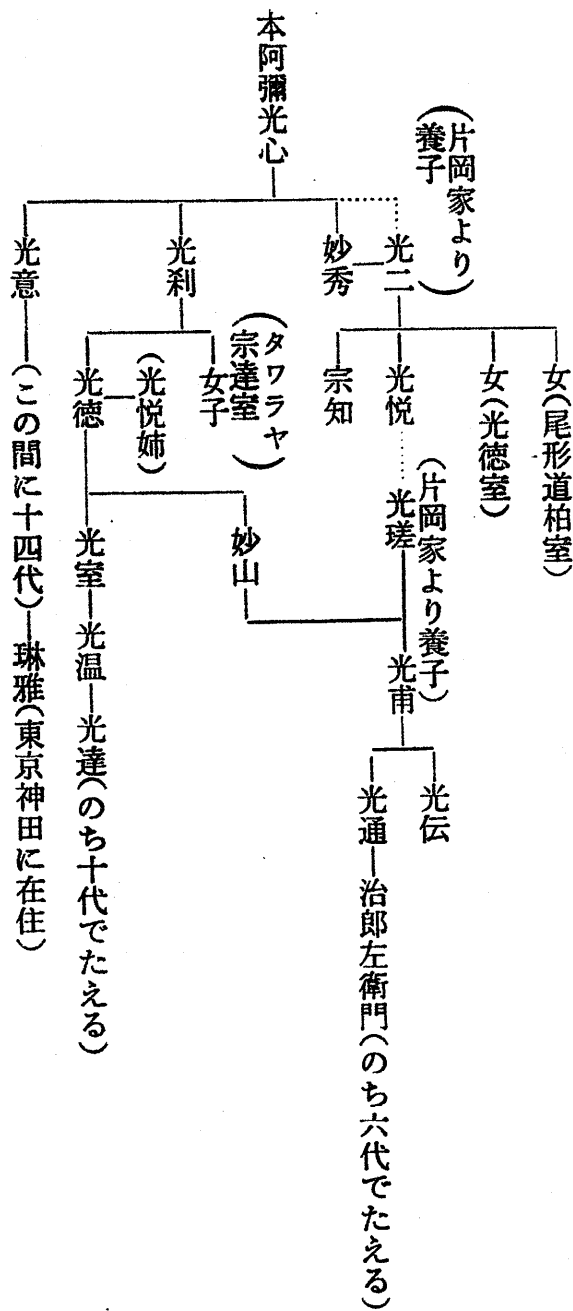
註(1) 狩野永納撰『本朝画史』(下)には、狩野家累世が用いた画法(画技)についての記述がある。

杉戸図様

所画人―物花鳥走獸都是濃色最可尚墨画者後世難分明也図大人形大鳥虎獅子等随其用―度板―面者尚正目無脂

6 「本阿彌行状記」と家

本阿彌家及び本阿彌光悦についてはいくつかの問題があるが、ここでは『本阿彌行状記』についてみよう。本阿彌光悦を知るには、『本阿彌行状記』が、『本阿彌次郎左衛門家伝』、林羅山『鷹峰記』などと共に最も基礎的な資料となる。『本阿彌行状記』には上・中・下の三巻があり、中でも注目されるのは、家記としての性格の強く現れている上巻であつて、中・下巻は上巻とはかなり異つていとみられる。中巻の冒頭に「此附録は光悦翁、光甫翁両所の書残されし反古の中より取出したり。夫ゆゑに混雑校合するに能はず。見る人不審を残すべからず。竝に予が聞し所をもしるす。」とあるように、中・下巻は中心をなす上巻に対し、附録として書きまとめられたものである。



家の存続について

『本阿彌行状記』上巻は、特に家記という性格を明瞭に示している。この点において、それは世阿彌の『花伝書』と同様な立場にある。上巻は光甫によつて現在のようなものに纏められたと認められるが、その第五十段を境として、それ以後の記事が前半と比較して一時代ずれていることから、前半の部分は既に光瑳によつて纏められていたと考えられる。上巻第五十段に「家父光悦…」とあることから、それは光瑳の言葉と解される。これに対し、第五五段には「…親光瑳…」とあるので後半の部分は、光甫によつて成つたといえる。なお、中巻以下は、光悦の玄孫に当る本阿彌治郎左衛門によつて、現在のようになかたちに纏められたと考えられる。

さて、『本阿彌行状記』上巻の成立に関しては、光瑳と光甫の二人を考えなければならないが、次にこの二人がいかなる意図でこの行状記を纏めたかを考察しよう。先づ光瑳については、上巻第五十段が注目される。

「家父光悦は一生涯へつらひ候事至つて嫌ひの人にて、殊更日蓮宗にて信心あつく候故、右ヶ条にも儒者の見識と違ひ候ところも数ヶ所これあり。此ヶ条さし上られ候所、其子孫のもの後難を恐れ候へども、何分御所望の事ゆゑ何の障りも無之。但文銭等の事はこのヶ条の内より思召付候事歟、甚だ恐れ入候事どもなり。勿論他人へ出し候物にも無之、只家の規模にて写置もの也。尤も上覧にも入候由」

これによれば、『本阿彌行状記』が、光悦を顕彰し、本阿彌家の鑑として光悦を尊崇する意図で作られ、またこの書付が將軍の上覧に入つたのを誇りとして、家のために残されたものであることが明かである。すなわち、光瑳は、家記という意図を持つて上巻の前半を纏めたのである。

次に光甫であるが、上巻の後半をみると、世間や同職間の非難、誹謗に対する彼の態度が認められる。特に光甫の場合注目すべきは、「一門廿人に余り聊かも依怙ひるき仕問敷よしの誓紙をかき、惣領も一門どもの方へ談合之上に、

極札、折紙を出すべしとの起請文を書貴み申、則一門の寺本法寺の宝蔵に納置申せば、行すゑ頼母しき家なり。」(『本阿彌行状記』上巻第六三段) という点であつて、本阿彌家一門の結合は、当時このような方法でとられていたということ、さらに、このような方法によつて家の結束を固めなければならぬ社会的状況が存在したということが、この記述から認められる。「惣領も一門どもの方へ談合の上」というところも注目される。光悦や妙秀のような本阿彌家の支柱となるべき人物が失われ、次第に家の結合が解体の兆を見せ、外部では家職に対する誹謗が起るといふ状況下にあつて、本阿彌家の長老であつた光甫は、本阿彌家の名誉ある伝統と家芸を守らなければならぬと考え、そのために家職の伝統と名誉をかえりみ、先人の偉大な業績を記述して、家の結合を強化しようとする意図を持つて『本阿彌行状記』を纏めたといひ得る。つまり、家に対する危機意識と、家と家芸を守り、家を存続させるという態度が、ここにみられる。したがつて、光甫の場合も家記という性格が指摘される訳であり、これを要するに、先の光瑳の場合も含めて、『本阿彌行状記』は家のために作られたのであつて、特に上巻において然りである。『本阿彌行状記』上巻第六四段にみえる次の一節も以上のような観点で理解され得る。

「我等事光悦光瑳に取立られ、数十年そしられ、誉られ、随分指南を請けれども、日本国の神以兩人におよばず。さりながら兩人が影にて、みなみなよりはやく細工し覚え、十五才の春は大坂御慶の御祝義として、権現様へ秀頼公より被進べき御用意にて、信玄御所持の甲斐の国郷と申御刀をとき申也。……右の段々我等が親、竝に我等が自讚なり。されども自讚ながら一ツは子孫にはげませ可申ため、且は家の誉れなり。家この道には親子を限りあらそはざれば本意にあらず。萬の芸能むかしに劣ると雖も、本阿彌が細工むかしの名人にまさる事有。本阿彌が家は冥加有て、細工の名人絶ず。愚息の光伝は久しく煩ひ居申内に、拭ひ、みがきの奥儀を極め申也。……磨きは若年より並びなき上手なり。此者に拭ひ、みがきさせ申ならば、家の細工そしられても聞入事にあらず。若きものどもにも勝れたる上手ども多し。……」

一般に家記が記された事情を考えると、家の社会的地位が不安定となり、家解体の兆候のみられる、いわゆる危機的状况においてである場合が多い。世阿彌の述作も、既述の諸点から明かなように、危機意識に基いてなされたものである。芸と家とを存続させることは、実に生活保障のためにも要請された家の大事であつた。

註(一) 本阿彌家及び本阿彌光悦については、鷹峰の芸術村(光悦村)の問題を初め、光悦と宗達の関係などが注目される。特に芸術村については、その成立と構造・制作活動などに関して詳細な研究が必要である。光悦を研究する場合には、光悦がどのようなパトロンあるいは享受者と結び附いて活動したかが問題となる。

7 結 語

家成員が家をどのように重視したか、家をどのようにうけとめたかを明かにすることが、本稿の目的であつた。ここで示した例は断片的なものであるが、これらの例を通じていえることは、次の点にまとめられる。

家成員は家を重視した。家成員は家業・家芸を尊び、それらを存続させるために万全の策を講じた。家業・家芸の存続は、いわば家を存続させるために必要不可欠であつた。家は家成員の生活を最終的に保障する砦であつた。社会保障が完備せず、日々の生活が多くの条件によつておびやかされる状況においては、家を単位とし、家と家業・家芸を楯として活動することが、生活保障のために必要であつた。このような意味で家の存続は、家成員に課せられた重要な任務であつた。家は先祖から子孫へと世代をこえて代々うけつがれてゆくもので、家は世代を超越して存続した。家を存続させるにあつては、それを阻止しようとするいくつかの障害があり、家の存続をはかることは困難であつた。それだけに、長く続いて来た家や家芸は、家成員によつて尊ばれ、社会的にも高い評価をうけた。そのような家

や家芸は、伝統を担ったものとして權威を持つた。

芸能及び芸術の家では、その家に代々伝えられた芸は、家芸として自他共に認められ、家芸は一定の形式や型を持ち、家成員はその型を正しく守り伝えて行かなければならなかつた。これらの家芸は家産と解されたから、家芸の存続継承が重要な意味を持ち、それをうけつぐにたる實力を備えた者が、その家芸を継承し、それを後世に伝え、家を守り続ける必要があつた。

家の存続は特定の時代においてのみ希求されたものであるかは問題であるが、これまでの日本の歴史をみると、かなり古くから家々を中心とした活動が窺われ、家と家との対立抗争もあり、家の存続が人々にとつて重要な関心事であつたことがわかる。芸能・芸術の創出と継承において、特定の家が果した役割は重要であつた。一芸が今日まで伝えられて来たのは、それが特定の家を中心として、主としてその家の内部で封鎖的に継承されて来たからだといえよう。

日本の歴史をみると、社会生活のあらゆる場面で家が果した機能と家が占めていた位置が、いかに大きなものであつたかを指摘できる。家はかつては生産の場としても重要な役割を果した。家業の継承が家成員に要求された。商家では、のれんが重んじられた。農村では、家を単位として生産と消費が営まれて来た。明治以降における商工業の進展と大企業の発達などを考えても、特定の家を中心とした財閥の成立という事実が浮び上つて来る。明治以後の日本では、家は法制的な裏付けもなされて社会生活の最も基礎的な単位となり、世代をこえて存続する家は、家成員の日常生活を統制し、家成員は家名・家風・家格を重んじ、家の存続に努めたのである。しかし、家の性格は、政治的・

経済的条件によつて規制されるので、一律に家を規定するのは許されない。家を重視する傾向がいつ頃からみられたか、家の性格が社会的条件によつてどのように規制されて来たかということは、なお今後において検討を要する問題である。

芸能及び芸術の家では、かなり古くから家々に固有の伝承なり家芸があり、時には相対立する家々が互に正統性を主張して争つた。生活保障のためには、有力なパトロンを得て良い仕事につく必要があつた。また広い享受者を持ち、技能を磨き、他の競争者に勝たなければならなかつた。そのために家々では秘伝がつくられ、それが尊重された。芸は多くの場合、特定の家の内部で一子相伝というような封鎖的な方法で世代をこえて継承された。例えば、家元はその家に代々伝わる型を重視し、正統性を主張し、秘伝を楯として絶対的な統制力を持ち、家元として所有する一切の権利を独占した。家元は家と家芸を存続させなければならなかつた。多くの場合、家元は世襲された。しかし、家元をつぐ者が必ずしも常に卓越した技能を持つとは限らなかつた。血縁を重視するために、能力のない者が家元の座につくこともあつた。家元という地位は、それほど安定したもので、絶対的な權威を持つていた。家元に相続者がなく、あるいは相続者が家元として無能力である時には、家元にふさわしい能力を持つ人物を養子とする例も少なくなつた。家元に限らず、日本では各方面の家において、家の存続をはかるために、有能な相続者が要求され、養子を入れて家の永続を期することがあつた。各種の職業の世襲が普遍的におこなわれて来たのは、養子制度があつたからである。家元の地位は観念的な権利としてみられていることがある。つまり家元たる地位は、現実に家元たる人物がいないために空位になつている場合においても、なにびとかがこれを預ることによつて観念的に存続し、将来家元となる者が現れて一度絶えた家元を再興する場合に、再び現実的なものとなることが認められている。この意味で家元権

は株と呼ばれる。家元の再興は、いわゆる廃絶家再興の問題と関連するが、実際に家成員が存在しなくても観念的には家が存続していると社会的に認められることは注目される。家の存続が強く要求されている事実は、養子を入れて家の存続がおこなわれること、廃絶家の再興がおこなわれることなどによつても説明できる。

家憲をはじめ、ここで示したいくつかの例は、すべて家の規模で記されたものであつた。家成員は、先人の業績をふりかえり、家業・家芸の存続のために努めなければならなかつた。これらの例によつてもわかるとおり、家本位の見方が一般に強く打出されていて、家をこえた社会連帯の思想は見出し難い。これは、ここで検討した事例の性格から当然の帰結であるかもしれないが、注意すべき問題点である。社会保障が不備で、経済的にも不安定であり、社会福祉、社会連帯の思想が欠如していたところでは、人々は家を生活保障の抛り所とみなしていた。家の存続は生活保障のため必要であつた。(一九六一年七月)

註(1) 家々の伝承としては、古くは中臣・忌部の例がある。家々の伝承が文学を生む母胎となつた。折口信夫著『日本文学史ノートI』中臣・忌部の争ひ―家々の伝承(一)、中臣・忌部の職掌―家々の伝承(二)、忌部氏と卜部氏と―家々の伝承(三)。かなり古い時代から、家を基盤とした伝承がみられたことがこれらの例からわかる。文学・絵画・工芸・彫刻・演劇などの諸領域において、特定の家が特に重要な働きをしたことは、多くの事例から明かである。それ故、日本の文化を考えるにあつては、各文化の領域で中心となつて活動した家を多方面から検討する必要がある。

(2) 家元とは、一芸を創出し、代々その家芸を継承し、その芸能の正統たることによつて所有する一切の権利を独占し、絶対的な統制力と権威とを持つ正統の家を指す。家元及び家元制度が成立するのは、技能をもととする無形文化の領域である。技能はきわめて個人的なもので、個人の経験によつて得られたカンとかコツとして存在する。これに対し、技術は数量的表現と論理的な斉合性とを内容とし、分解して教え易いが、技能は分解して教授するのが難しい。技能は多く見てまねるといふ仕方で教え込まれる場合が多く、秘密伝承が可能である。無形文化でないものは、その秘伝を有形の商品に製造して商品

化し得る。そうなれば、技能の秘技を無制限に相伝、教授できない。無形文化であれば、その技能が完全に商品化されない
ので、等価交換の原則を貫徹できない。またところ免許相伝という形式の交換形態をとつていても、その交換価値は無限定
的なものであり、単なる商品としての売買に終るものではない。芸の教授は、無定量的な恩恵として与えられたことが多
かつた。

本稿の内容は、「哲学」第三十七集所収「家元制度に関する基礎的考察—芸術社会学における一つの問題—」と関連する
ものである。家元と家元制度については、別の機会に実例をあげて考察したい。